

四国大学における公的研究費等不正防止計画

公的研究費等不正使用防止推進委員会
平成23年3月10日制定
平成25年9月30日改正
平成26年9月16日改正
平成30年1月29日改正
令和4年8月8日改正

1. 本学における責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
公的研究費は研究者個人に配分されるため、公的研究費の適正な管理・運営を行うための責任体制に関する周知が不足すると機関としての責任体制が曖昧になる。	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の適正な管理・運営を行うための責任体制及び「学校法人四国大学・四国大学公的研究費等の取扱いに関する規程」をホームページで公表し、責任体制について学内外への周知を行う。また、公的研究費の不正防止に関する大学内の責任体系図を作成し不正防止に努める。 ・監事は、公的研究費等不正使用防止推進委員会や内部監査室から、不正防止に関する取組状況等について情報を収集し、理事会において意見を述べる。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
研究費の使用ルールとその運用が乖離する。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、研究者・関係課職員を対象に「公的研究費(科研費等)に係る使用ルール」の説明会を開催し、原則として出席を義務づけ、欠席者には個別に説明する。 ・使用ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。
使用ルールについて誤った運用が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用ルールのマニュアル化により適切なルールの運用を促進する。 ・使用ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応することにより誤った運用を事前に防止する。
コンプライアンスに対する関係者の意識が低下する。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の意識向上等を目的とした説明会等を年1回以上実施することとし、特に実務担当者間のコミュニケーションを図る機会を増やす。 ・不正を起こさせない組織風土を形成するために、四半期に1回程度の頻度で啓発活動を実施する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	具体的防止計画
実態に即した不正発生要因の把握が適切に行われず、不正防止計画の実効性が低下する。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止計画の取組状況を把握し、外的要因等の変化についても考慮し、不正を発生させる要因の洗い直しと対応策を継続的に点検し、必要に応じて計画を見直す。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の予算執行状況を定期的に把握し、年4回程度適切な執行について注意喚起を行うとともに、計画との大幅な乖離等がある場合は是正の指導をすることにより年間を通じたバランスある予算執行を実現する。
カラ出張、旅行日程の水増し、日程の捏造等の不正が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・用務地に出向いたことと用務を行ったことが客観的に確認できる資料の添付を義務づけ、総務・企画部経理課は、提出された出張報告書との関係を点検・確認する。 ・宿泊を伴う又は航空機を利用する場合は、その事実を証明する書類の提出を義務づける。
非常勤雇用者の出勤簿等の改ざん、カラ雇用等が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤雇用者を雇用する場合は事前申請を原則とする。総務・企画部総務課は、採用時に面談や勤務条件の説明を行う。また、担当課は、定期的に出勤簿・勤務内容の確認等を行う。 ・出勤簿に勤務時間等を自筆で記入させることにより厳格なチェックを行う。
謝金実施伺が事後に提出されている場合がある。さらに、研究代表者等により立替払いが行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金実施伺は必ず事前に届け出ることとし、届け出のあった伺の決裁及び処理手続きは速やかに行う。 ・謝金は原則として、本人名義の口座に振り込むものとする。
発注者（研究者）が直接納品確認（検品）・検収を行う場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・納品確認（検品）・検収は、原則として事務職員等の第三者が行う。
間接経費について適切に使用されていない場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上、内部監査時に総務・企画部経理課が間接経費の執行状況をチェックする。 ・間接経費の不適切な使用がある場合は、政府の共通指針に基づいた使用を指導する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	具体的防止計画
不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	<ul style="list-style-type: none"> ・通報窓口や通報者の保護体制について「学校法人四国大学公益通報に関する規程」があることを本学ホームページで公表するとともに、説明会等でも周知を図る。
行動規範や使用ルールに関する理解が不足する。	<ul style="list-style-type: none"> ・理解度が十分でない場合は、説明会や研修会による啓蒙活動を強化する等の対策を講じる。

6. モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
国等の制度変更により、整備した公的研究費の管理・監査体制及び不正防止計画が適切なものなくなる。	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費等不正使用防止推進委員会において、管理・監査体制や不正防止計画の適正性を年1回以上確認し必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つ。
モニタリングが形骸化することにより、実効性のある監査が実施されない。	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査室は、把握された不正発生要因に応じて監査計画を見直す。